

回 答 書

冠省 通知人株式会社小学館の委任により本書を差し出します。

- 1．被通知人は、通知人に対し、2004年12月6日付け内容証明郵便による「補償金請求通告書」において、通知人発行の雑誌「サライ」（以下「本件雑誌」という）に掲載された写真及び未使用写真が返却されないとし、118枚の写真の紛失補償金として■■■■■円を請求されましたが、通知人としては、以下の理由によりこれに應ずることはできません。
- 2．通知人は、本件雑誌に掲載する各記事の企画に応じてその都度必要となる写真の撮影を各カメラマンに依頼し、必要な範囲でポジフィルムを納品していただいております。被通知人に対しては、平成10年以降本件雑誌掲載記事に関する写真の撮影を幾度も依頼し、多くのポジフィルムを納品していただきました。
- 3．通知人が被通知人をはじめとするカメラマンに本件雑誌記事に掲載する写真の撮影を依頼する場合には、そのフィルム代、現像代、撮影機材諸費用などを合算した写真材料費、取材のための交通費、宿泊費、撮

影打ち合わせ飲食費等の取材実費などをすべて負担するほか、掲載頁ごと定額の写真撮影料を支払っております。

4. この点から、通知人としては、ポジフィルムの所有権は、少なくとも被通知人から納品を受けた時点において通知人に帰属するものと考えております。

通知人は、平成10年以降被通知人から受領したポジフィルムの大部分を保管していましたが、これは被通知人からの依頼に基づくものではありません。

5. 平成15年に至り、被通知人は通知人に対して、過去に本件雑誌に掲載された写真のポジフィルムを返却するよう要求されたので、通知人は、保管していたものについてはこれまでにすべてお渡ししました。

被通知人は、なお118枚のポジフィルムが返却されていないとし本件の請求をされますが、通知人としてはこれらが手元に存在しないことについて何らかの責任を負う立場にはありません。

6. したがって、通知人は、被通知人の請求する紛失補償金をお支払いすることはできませんので、その旨回答します。

7. なお、本件につきましては、当職らが一切の委任を受けておりますので、ご連絡等

は、当職らまでお願いします。
以上通知します。

草々

平成16年12月16日

通知人株式会社小学館代理人

弁護士 木澤 克之

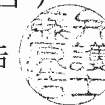


弁護士 石島 美也子

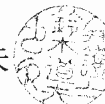


(担当)

弁護士 藤原 浩



弁護士 鈴木 道夫



弁護士 風祭 寛



弁護士 市村 直也



被通知人 加藤雅昭 様

この郵便物は平成16年12月16日
第 00913-0 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

新橋郵便局長